

# そうじゃ 絆通信！

平成30年10月31日

No.27

復興対策本部

0866-92-8570

「そうじゃ 絆通信」は**更新のあった内容のみ**配信いたします。  
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

## 国税に関する申告・納付等の期限について

### 概要

岡山県、広島県及び山口県のうち下記の地域の納税者の方の、平成30年7月5日から平成30年11月26日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、**平成30年11月27日(火)**となります。

(注) 相続税については、一定の要件のもと、上記に関わらず、申告・納付等の期限が平成31年4月30日(火)となる場合があります。

県名	地域
岡山県	岡山市(北区・東区)、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町)
山口県	岩国市周東町

なお、倉敷市真備町の納税者の方の、平成30年7月5日以後に期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限については、平成30年12月25日となります。

平成30年分の予定納税(第一期分)の振替納付日は、平成30年11月27日(火)となります。その他の振替納付日については、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください。

### その他

上記期限までに、災害等の影響で申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。また、申告は可能であっても、災害等により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

### 問合せ先

倉敷税務署 ☎086-422-1201 (自動音声で案内します)  
〒710-8648 倉敷市幸町2番37号

## 市税の延長後の納期限について

### 概要

平成30年7月豪雨の発生に伴い市税の納付等の期限を延長していた、総社市神在地区、昭和地区、清音地区の方について、延長後の納期限等を次のとおりとします。

なお、法人市民税、市たばこ税に係るもの及び同じく期限を延長している倉敷市真備町の方については、引き続き延長とし、別途期限を定めてお知らせします。

### 延長後の期限

	延長前の期限	→ 延長後の期限
市民税・県民税 (普通徴収)	平成30年10月31日	平成31年 1月31日
	平成31年 1月31日	平成31年 4月 1日
固定資産税 ・都市計画税	平成30年10月 1日	平成30年12月25日
	平成30年12月25日	平成31年 2月28日
国民健康保険税 (普通徴収)	平成30年 8月31日	平成30年11月30日
	平成30年10月 1日	平成30年12月25日
	平成30年10月31日	平成31年 1月31日
	平成30年11月30日	平成31年 2月28日
	平成30年12月25日	
平成31年 1月31日	平成31年 4月 1日	
市民税・県民税 (給与所得等に 係る特別徴収)	平成30年11月12日	変更はありません。
	平成30年12月10日	
	平成31年 1月10日	
	平成31年 2月12日	
	平成31年 3月11日	
上記期限以外の申告等の期限		平成30年10月31日

## 平成 30 年 12 月 所得税確定申告の雑損控除等個別相談会の開催について

<b>概要</b>	災害により住宅や家財などに被害を受けた方を対象として、所得税確定申告の雑損控除等に関する個別相談会を次のとおり開催します。
<b>日時・会場</b> <b>昭和公民館</b>	平成 30 年 12 月 14 日（金）, 15 日（土） 受付時間 9:00～16:00 相談時間 9:30～16:30 昭和公民館 3 階大会議室
<b>西公民館</b>	平成 30 年 12 月 16 日（日）, 17 日（月） 受付時間 9:00～16:00 相談時間 9:30～16:30 西公民館 2 階会議室
<b>総社市総合 福祉センター</b>	平成 30 年 12 月 18 日（火）, 19 日（水） 受付時間 9:00～16:00 相談時間 9:30～16:30 総社市総合福祉センター3 階大会議室
<b>対象者</b>	平成 30 年 7 月豪雨により住宅や家財などに被害を受けた方
<b>相談内容</b>	○所得税の全部又は一部の軽減（確定申告） ○災害で住宅や家財などの損害を受けた市県民税申告の取扱い